

京都大学	博士 (法 学)	氏名	屠 錦寧
論文題目	中国における国際倒産法制の現状と課題－日本の国際倒産法制との比較を通して－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文では、中国の国際倒産法制の整備に向けて、日本の現行国際倒産法制およびUNCITRALモデル法との比較を行いつつ、中国における国際倒産法制の問題点について考察が試みられている。本論文は、問題設定を行う序章、中国における倒産法制の全体像を紹介する第1章、中国における国際倒産法制の現状を紹介する第2章、日本の国際倒産法制とそれに大きな影響を与えたUNCITRALモデル法を検討する第3章、中国の国際倒産法制に関する解釈論的・立法論的な考察を展開する第4章、残された課題の指摘などを行う結語からなるが、以下では本論文の主要部分である第4章の内容を中心に紹介する。</p> <p>本論文では、債権者の権利の実現等を主たる目的とする現代的な倒産法であって、すべての企業法人に適用される破産手続、更生手続および和議手続を整備した中国の現行企業破産法も、内国倒産処理手続の国内倒産処理手続の対外的効力に関する規定は置いているものの、国際倒産処理に関する規定の整備の面では十分なものとは言えないと指摘される。そこで、国際倒産法制に関するいくつかの問題点について、解釈論的・立法論的検討を加える必要があるとされる。</p> <p>まず、国内倒産処理手続における外国人の地位について、検討されているが、中国民事訴訟法5条を適用すると、相互主義の留保が付された内外人平等主義になるが、相互主義については、内容および判断基準の曖昧さのほか、国際協調の精神に欠けるなど、デメリットがあるため、民事訴訟法5条の適用を積極的に行わない方が妥当であるとされる。</p> <p>次に、国際倒産管轄については、中国企業破産法の国内土地管轄規定の逆推知や中国民事訴訟法の国際裁判管轄規定の類推適用を検討した結果、いずれも適切であるとはいえないとされる。そのため、立法論として、主たる事務所・営業所および財産の所在地を管轄原因として加えることが提案されている。複数の地域に財産が散在していたり、財産所在地と主たる事務所・営業所の所在地が異なったりした場合において、どの人民法院が管轄を有するかという国内管轄の問題に関連して、移送制度も検討されている。</p> <p>また、外国倒産処理手続の対内的効力について、倒産法分野における外国裁判所の判決・決定への承認・執行に関する中国民事訴訟法の規定の適用によるべきであるとされている。もっとも、外国の倒産処理手続開始決定を承認したとしても、執行の内容が明確でないが、しかし、外国管財人の管理処分権についての承認という解釈ができなくもないとされる。このような理解に立つと、</p>			

中国にある財産に関する訴訟における外国管財人の当事者適格については、当該管財人を選任する外国裁判所の裁判の承認を申し立てる必要があるということになると指摘されている。しかし、このような「承認」だけでは不十分であるとして、立法論的には、モデル法や日本承認援助法が定める「承認」のように、制度として一定の援助（救済）を行うことを効果とし、このような効果により外国倒産処理手続の効力を内国にある財産に及ぼすことを目的とするもので適切であるとの提言がされている。

最後に、並行倒産については、債権者が外国の手続で得た満足の配当調整の方法として、いわゆるホッチポット・ルールを導入することが検討されている。また、外国倒産処理手続があった場合の内国倒産処理手続開始原因の推定や外国管財人の中国倒産処理手続における権利について明文化することが提案されている。

(論文審査の結果の要旨)

国際倒産法は、日本においてのみならず、国際的に見ても、未成熟な法分野である。しかし、経済のグローバル化に伴い、国境を越えた商取引や資金の移動が増大するにつれて、国際倒産法の重要性は日増しに高まってきている。

他方、中国の旧破産法（1986年制定）は、改革開放政策の初期の段階において、非効率な国営企業に対して破産という「鞭」を使って効率化を迫るための道具として制定された。しかし、中国経済に市場経済原理が浸透するにつれて、より近代的な破産法を制定することの必要性が認識されるに至り、2006年に企業破産法が制定された。この企業破産法は、欧米や日本の考え方に近いプライオリティ・ルールを採用するなど、非常に野心的な内容のものとなっている。しかし、この企業破産法も、国際倒産処理に関しては、国内倒産処理手続の対外効（普及主義的効力）を定めるほかは、規定を置いていない。

本論文は、このような中国国際倒産法の現状を受けて、国内倒産処理手続における外国人・外国法人の地位、国際倒産管轄、外国倒産処理手続の対内的効力及び並行倒産の処理の4点について、まず解釈論的な解決を模索し、その上で、解釈論では対処できない場合に、立法論を展開することを試みている。その際には、比較検討の対象として、主として日本法が参酌されている。

本論文の美点の1つは、中国経済が世界経済の重要な構成要素として組み込まれた現在において、国際協調的な立場の国際倒産法が必要とされることを的確に認識し、立論を試みている点を挙げることができよう。また、本論文での中国法の現状紹介やその解釈論の展開は、明解かつ的確であり、日本の読者にとって、中国法の理解に資するところ大である。それに加えて、日本法の分析は、やや平板さが残るものの、外国人による日本法の理解としては水準を超えたものであり、それを踏まえた立法論の展開も、十分な説得力を有している。

このように、本論文は、日本の読者にとって有意義な情報を提供するだけでなく、中国においても今後の立法論の展開に裨益することを期待できる、優れた内容を有していると評価できる。

もっとも、本論文にも問題点がないわけではない。既に述べた日本法の分析の平板さのほか、本論文で展開された解釈論・立法論が、理想論的に過ぎるとして、中国で受け入れられるものかどうか、疑問が残る。とりわけ、内外人・内外法人の平等取扱いに付された相互主義の留保を撤廃すべきであるとの提言については、そのような懸念が大である。また、純理論的な観点からは、国際倒産管轄と国内倒産処理手続の対外的効力の内的な関連性が必ずしも十分に意識されていない点は、改善を要すると思われる。

しかし、これらの問題点も、必ずしも著者の責めに帰すべきものではなく、冒頭で述べた国際倒産法という法分野自体の未成熟さや特殊中国的な事情に多分に由来するものであって、本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると認められる。

なお、平成24年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。